

寒川町パブリックコメント手続に関する事務要領（素案）

（趣旨）

第1条 この要領は、寒川町パブリックコメント手続に関する規則（平成〇〇年寒川町規則第〇〇号。以下「規則」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（案の公表に際し定めておく事項等）

第2条 規則第5条第1項における案の公表に際し実施機関が定めておく事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 意見提出期間（募集期間）
- (2) 配付場所（案の公表の場所）
- (3) 意見提出方法
- (4) 意見の取扱い
- (5) 問い合わせ先

2 規則第5条第3項に規定する実施機関が指定する場所は、寒川町役場、寒川町公民館、寒川町北部公民館、寒川町南部公民館、寒川総合図書館及び町長が特に必要と認める場所とする。

（パブリックコメント手続の周知内容等）

第3条 規則第6条第1項の定めによりあらかじめ町民へ周知する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) パブリックコメント手続を実施する案件の題名
- (2) 意見提出期間（募集期間）
- (3) 案の公表の場所及び方法

2 規則第6条第1項に規定する町公共施設は、寒川町役場、寒川町公民館、寒川町民センター、寒川町北部公民館、寒川町南部公民館、寒川町健康管理センター、寒川総合体育館、寒川総合図書館及び町長が特に必要と認める施設とする。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。